

令和 6 年 1 1 月 1 5 日

南相馬市農業委員会
1 1 月定例総会議事録

南相馬市農業委員会

農業委員会定例総会議事録

日 時 令和6年11月15日(金) 午後1時30分開会

場 所 南相馬市労働福祉会館 2階会議室

1. 出席委員

議席	氏 名	出欠	議席	氏 名	出欠
1	浦 島 英 幸	出	11	末 芳 治	出
2	今 野 秀 幸	出	12	今 村 秀 身	出
3	高 倉 裕 信	欠	13	若 杉 裕 二	出
4	原 田 佳 典	出	14	梅 村 正 敏	出
5	佐 藤 政 志	出	15	塚 野 邦 好	出
6	濱 名 弘 幸	出	16	欠 番	
7	志 賀 恒 夫	出	17	半 谷 眞知子	欠
8	鈴 木 一 夫	出	18	今 野 由 喜	出
9	長 井 里 志	出	19	欠 番	
10	森 秋 夫	出			

2. 出席農地利用最適化推進委員

小高区 立野 功

鹿島区 鈴木 清教

原町区 佐藤 光政

原町区 小谷津 弘隆

3. 出席職員

事務局

局 長 増山 善樹

次 長 佐藤 俊文

主 査 宮本 達男

主 査 林 雄司

副主査 米本 一樹

農地集積課

主 事 増田 知洋

4 . 日 程

日程第 1	議事録署名委員の指名について	
日程第 2	諸般の報告	
日程第 3	報告第 37 号	専決処分の報告について
日程第 4	報告第 38 号	農業経営基盤強化促進事業による所有権移転調整会議の開催報告について
日程第 5	報告第 39 号	農業経営基盤強化促進事業による所有権移転調整会議の開催報告について
日程第 6	報告第 40 号	農地法第 1 8 条第 6 項の賃貸借の解約の通知について
日程第 7	報告第 41 号	違反転用事案の報告について
日程第 8	報告第 42 号	時効取得による所有権移転について
日程第 9	議案第 126 号	農用地利用集積計画の決定について
日程第 10	議案第 127 号	農用地利用集積等促進計画の決定について
日程第 11	議案第 128 号	農地法第 3 条の規定による許可処分の取消願出について
日程第 12	議案第 129 号	農地法第 3 条の規定による所有権移転の許可申請について
日程第 13	議案第 130 号	農地法第 3 条の規定による貸借権等設定の許可申請について
日程第 14	議案第 131 号	農地法第 4 条の規定による許可申請について（市許可分）
日程第 15	議案第 132 号	農地法第 5 条の規定による許可申請の取下願出（県許可分）について
日程第 16	議案第 133 号	農地法第 5 条の規定による許可申請の取消願出（県許可分）について
日程第 17	議案第 134 号	農地法第 5 条の規定による許可後の事業計画変更申請について（県許可分）
日程第 18	議案第 135 号	農地法第 5 条の規定による所有権移転の許可申請について（市許可分）
日程第 19	議案第 136 号	農地法第 5 条の規定による所有権移転の許可申請について（県許可分）
日程第 20	議案第 137 号	農地法第 5 条の規定による貸借権等設定の許可申請について（市許可分）
日程第 21	議案第 138 号	農地法第 5 条の規定による貸借権等設定の許可申請について（県許可分）
日程第 22	議案第 139 号	現況確認証明申請について

５．会議の概要

（開会 午後１時３０分）

議 長 只今より、令和６年１１月定例総会を開会いたします。欠席通告者は、３番委員、１７番委員であります。出席委員は、南相馬市農業委員会会議規則第５条により定足数に達しております。

議 長 日程第１、「議事録署名委員の指名について」は、会議規則第２４条第２項の規定により、議席番号１番委員、１４番委員、１５番委員を指名いたします。

議 長 次に、日程第２、「諸般の報告」を行います。１０月２１日、第１回南相馬市都市計画審議会に出席しました。会議では、小高区の市街地において、住民の帰還や移住者などへの環境整備を図るため、原町区の一部地域においては、良好な居住環境を保護するため、それぞれ用途地域の変更について審議したところです。

次に、１１月３日、市表彰式が「ホテル丸屋」で行われ、出席しました。農業委員会関係の受賞者では、多年にわたり農業委員並びに会長として、地域農業の振興と、市政の向上発展に寄与されました、故・二谷純市さんと、多年にわたり、上北高平一行政区の行政嘱託員として、行政の円滑な運営に努められ、市政の向上発展に寄与されました、会長職務代理者の塚野邦好さんが、市長から表彰状が授与されました。

次に、農業委員互助会主催の親睦旅行を１１月９日から１０日にかけて行いました。私、今野を含む委員５名、事務局職員１名の計６名が参加し、三陸地方の気仙沼や釜石を訪れ、親睦と懇親を深めてまいりました。以上をもって諸般の報告といたします。

議 長 次に、日程第３、報告第３７号「専決処分の報告について」を議題といたします。まず、専決第１１号について、事務局からの報告を求めます。

事務局 報告第３７号 専決第１１号についてご説明いたします。議案書の２ページから３ページになります。農業経営基盤強化促進事業による所有権移転申出がありましたので、農業経営基盤強化促進法第１６条第１項に基づく、南相馬市農用地利用関係調整手続規程第２条により、調整委員２名の指名を専決いたしました。以上です。

議 長 只今の報告に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 ないようでありますので、報告のとおり承認することとします。

議 長 次に、専決第 12 号について、事務局からの報告を求めます。

事務局 報告第 37 号、専決第 12 号についてご説明いたします。議案書の 2 ページ及び 4 ページになります。農業経営基盤強化促進事業による所有権移転申出がありましたので、農業経営基盤強化促進法第 16 条第 1 項に基づく、南相馬市農用地利用関係調整手続規程第 2 条により、調整委員 2 名の指名を専決いたしました。以上です。

議 長 只今の報告に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 ないようでありますので、報告のとおり承認することとします。

議 長 次に、日程第 4、報告第 38 号「農業経営基盤強化促進事業による所有権移転調整会議の開催報告について」を議題といたします。調整委員主任の 12 番委員からの報告を求めます。

12 番委員 それでは、報告第 38 号についてご説明いたします。議案書の 5 ページになります。去る 11 月 1 日午前 9 時 50 分より、南相馬市役所北庁舎 2 階打合せスペース東側において、出し手 1 名、福島県農業振興公社 2 名、調整委員 2 名、事務局 1 名により開催いたしました。

協議内容についてですが、出し手側から、10a 当たり 40 万円が希望価格として提示され、調整委員からも妥当であるとの意見があり、申し出のあった農地については、10a 当たり 40 万円で、公社が購入することとなりました。

売買代金は 2,878,400 円となり、公社手数料として 28,700 円を差し引き、支払い額は 2,849,700 円となります。

なお、この件は、議案第 126 号の農用地利用集積計画に載せてありますので、後ほど、審議の方よろしく願いいたします。以上です。

議 長 只今の報告に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 ないようでありますので、報告のとおり承認することとします。

議 長 次に、日程第 5、報告第 39 号「農業経営基盤強化促進事業による所有権移転調整会議の開催報告について」を議題といたします。調整委員主任の 15 番委員からの報告を求めます。

15 番委員 それでは、報告第 39 号についてご説明いたします。議案書の 6 ページになります。去る 11 月 1 日午前 10 時 45 分より、南相馬市役所北庁舎 2 階打合せスペース東側において、出し手 1 名、福島県農業振興公社 2 名、調整委員 2 名、事務局 1 名により開催いたしました。

 協議内容についてですが、出し手側から、10a 当たり 50 万円が希望価格として提示され、調整委員からも妥当であるとの意見があり、申し出のあった農地については、10a 当たり 50 万円で、公社が購入することとなりました。

 売買代金は 4,224,000 円となり、公社手数料として 42,200 円を差し引き、支払い額は 4,181,800 円となります。

 なお、この件は、議案第 126 号の農用地利用集積計画に載せてありますので、後ほど、審議の方よろしくお願いいたします。以上です。

議 長 只今の報告に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 ないようでありますので、報告のとおり承認することとします。

議 長 次に、日程第 6、報告第 40 号「農地法第 18 条第 6 項の賃貸借の解約の通知について」を議題といたします。事務局からの報告を求めます。

事務局 報告第 40 号についてご説明いたします。議案書の 7 ページから 8 ページになります。今回、7 件の案件がございますが、いずれも合意による解約ですので、県知事の許可を必要としないものとして手続きしましたことを報告いたします。詳細につきましては、記載のとおりです。以上です。

議 長 只今の報告に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 ないようでありますので、報告のとおり承認することとします。

議 長 次に、日程第 7、報告第 4 1 号「違反転用事案の報告について」を議題といたします。事務局からの報告を求めます。

事務局 それでは報告第 4 1 号についてご説明いたします。議案書の 9 ページから 1 0 ページ、整理番号 1 番から 3 番について、当事者の住所氏名、違反転用地の所在、発生年月日等は記載の通りです。

まず、整理番号 1 番ですが、令和 3 年に当該地周辺で住宅が建築されたことに伴い、先行して宅地造成を行ってしまいました。今般土地農地の転用許可を受けて違反転用状態を是正するものとなっております。

続きまして、整理番号 2 番ですが、平成 2 9 年に営農活動のための各種施設の整備を進める中、当該地を堆肥置き場として整備をしてしまいました。今般、土地調査を行ったところ、農地であることが判明したため、農地の転用許可を受けて違反転用状態を是正するものです。

続きまして、整理番号 3 番ですが、平成 1 0 年頃に父親が納屋を建築し、資材置き場として使用しておりました。その後、平成 2 5 年頃に隣接地にある住宅用として、カーポートと物置を設置し使用しております。今般、土地調査を行ったところ、農地であることが判明したため、農地の転用許可を受けて違反転用状態を是正するものとなります。以上です。

議 長 只今の報告に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 ないようでありますので、報告のとおり承認することとします。

議 長 次に、日程第 8、報告第 4 2 号「時効取得による所有権移転について」を議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局 報告第 4 2 号についてご説明いたします。議案書の 1 1 ページから 1 7 ページになります。今回、法務局から、時効取得を原因とする所有権移転登記の申請に関する通知がありましたので報告いたします。なお、時効取得を原因とする所有権移転登記につきましては、民法第 1 6 2 条に規定されており、農地法の規制対象外で農業委員会の許可は不要です。詳細につきましては記載のとおりです。以上です。

議 長 只今の報告に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 ないようでありますので、報告のとおり承認することとします。

議 長 次に、日程第 9、議案第 1 2 6 号「農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局 議案第 1 2 6 号についてご説明いたします。議案書の 1 8 ページから 1 9 ページになります。市が農用地利用集積計画を策定するに当たりまして、農業経営基盤強化促進法附則第 5 条の規定に基づき、農業委員会に対して適否の判断を求められたものでございます。議案につきましては、担当課であります農地集積課担当職員からご説明申し上げます。以上です。

議 長 次に、提案者、農地集積課担当職員から説明を求めます。

農地集積課 それでは、議案第 1 2 6 号についてご説明申し上げます。議案書 1 8 ページから 1 9 ページ、所有権移転が 2 件でございます。こちらにつきましては、先ほど報告第 3 9 号、報告第 4 0 号でもご説明のございました、所有権移転調整会議を経て決まったものでございます。所有権の移転時期は令和 6 年 1 2 月 2 5 日となっております。ご審議のほどよろしく願いいたします。以上です。

議 長 只今の議案に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 ないようでありますので、原案のとおり決することといたします。

議 長 次に、日程第 1 0、議案第 1 2 7 号「農用地利用集積等促進計画の決定について」を議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局 議案第 1 1 7 号についてご説明いたします。議案書の 2 0 ページから 2 2 ページになります。市が農用地利用集積等促進計画を定めるに当たり、福島復興再生特別措置法第 1 7 条の 2 8 第 3 項の規定に基づき、農業委員会に対して意見を求められたものでございます。議案につきましては、担当課であります農地集積課担当職員からご説明申し上げます。以上です。

議 長 次に、提案者、農地集積課担当職員から説明を求めます。

農地集積課 それでは、議案第 1 2 7 号について説明いたします。議案書の 2 1 ページから 2 2 ページになります。利用権設定が 1 6 件、原町区の深野地区、小高区の下浦地区における、県農業振興公社との契約の調整でございます。なお、お配りした正誤表の内容でございますが、整理番号 3 番及び 5 番の貸付人につきまして、記載内容の修正がございます。地目、筆数、面積等につきましては修正ありません。ご審議のほどよろしくお願いいたします。以上です。

議 長 只今の議案に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 ないようでありますので、原案のとおり決することといたします。

議 長 次に、日程第 1 1、議案第 1 2 8 号「農地法第 3 条の規定による許可処分取消願出について」を議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局 議案第 1 2 8 号についてご説明いたします。議案書の 2 3 ページになります。3 条許可となった区分地上権の取消願が 1 件あります。申請当事者の住所、氏名、土地の表示等は記載のとおりです。

取消をする理由ですが、区分地上権の設定のための許可を受けたが、被設定人である株式会社京産では、コンサルタント業務等の役割が増え、同じく取り扱っていた半導体事業について M&A を行いました。会社分割により、令和 5 年 9 月 1 1 日より本件太陽光発電事業は、京都フロンティア株式会社が継承し、よって事業者が変更になることから、許可取消願出をすることとなったため許可の取消をするものです。詳細につきましては、記載のとおりです。以上です。

議 長 只今の議案に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 ないようでありますので、原案のとおり決することといたします。

議 長 次に、日程第 1 2、議案第 1 2 9 号「農地法第 3 条の規定による所有権移転の許可申請について」を議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局 議案第 129 号についてご説明いたします。議案書の 24 ページから 25 ページになります申請番号 1 番から 7 番について、詳細は記載のとおりです。調査担当委員からは、これらの案件について許可要件を満たしているとの報告がありました。

なお、申請番号 5 番について補足いたします。本件とは別案件で、受人の経営する会社について、資金面で不安があるとの情報を得ました。農地法第 3 条の許可要件は、法 3 条第 3 項の各号で定められているところですが、法第 3 条第 3 項第 2 号に「継続的かつ安定的に農業経営を行うと見込まれること」とされています。経営の安定性を確認する観点から、イレギュラーではありますが、資金状況調査として、受人から預金通帳の写しを提出していただきました。

その結果、本申請案件の土地売買額を満たす預金残高がありましたので、受人には、支払い能力があることを確認しております。以上、申し添えます。

議 長 続きまして、今回の現地調査委員から補足説明があれば、通常発言を願うところですが、ただいまの件に関しまして事務局長のほうから再度説明がございます。一旦休議といたします。

(休 議)

議 長 再開します。今回の現地調査委員から補足説明があれば発言を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 ないようでありますので、原案のとおり決することといたします。

議 長 次に、日程第 13、議案第 130 号「農地法第 3 条の規定による貸借権等設定の許可申請について」を議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局 はい、議案第 130 号についてご説明いたします。議案書の 26 ページになります。申請番号 1 番について、詳細は記載のとおりです。調査担当委員からは、これらの案件について許可要件を満たしているとの報告がありました。以上です。

議 長 続きまして、今回の現地調査委員から補足説明があれば発言を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 それでは、只今の議案に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

 〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 ないようでありますので、原案のとおり決することといたします。

議 長 次に、日程第 1 4、議案第 1 3 1 号「農地法第 4 条の規定による許可申請について（市許可分）」を議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局 議案第 1 3 1 号についてご説明いたします。議案書の 2 7 ページ、申請番号 1 番について、土地の所在、地番、地目、面積、申請人、転用目的は記載の通りです。申請番号 1 番については、第 2 種農地に店舗等を建築するための転用申請となっております。補足を要する案件としまして、報告第 4 1 号整理番号 3 番の関連であり、違反の追認を得るための案件となっております。以上です。

議 長 続きまして、今回の現地調査委員から報告を願います。申請番号 1 番について、1 5 番委員。

1 5 番委員 議案第 1 3 1 号申請番号 1 番について、現地調査の報告をいたします。現地案内図は 1 ページになります。この案件は報告第 4 1 号整理番号 3 番の関連案件となります。申請内容は記載のとおりです。去る 1 1 月 6 日午前 1 0 時より、代理人行政書士及び申請人立ち会いのもと、現地調査を行いました。調査書の調査項目に基づき、代理人行政書士からの聞き取り、また現地の状況等を調査しました結果、立地基準、一般基準ともに満たしていると判断いたしました。皆様のご審議方よろしく願います。以上です。

議 長 それでは、只今の議案に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

 〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 ないようでありますので、原案のとおり決することといたします。

議 長 次に、日程第 1 5、議案第 1 3 2 号「農地法第 5 条の規定による許可申請の取下願出について（県許可分）」を議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局 それでは議案第 1 3 2 号についてご説明いたします。議案書の 2 8 ページ、申

請番号 1 番について、申請当事者の氏名、土地の表示、取下げする理由は記載の通りです。太陽光パネルを設置する目的で、南相馬市農業委員会 9 月定例会にて審議され、県へ進達し審議中の案件となっておりますが、工事前の最終確認のために改めて現地確認を行ったところ、パネル設置に必要な杭の掘削深度を確保することができない場所があり、事業を断念することとなったことから、申請を取下げするものとなります。以上です。

議 長 それでは、只今の議案に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 ないようでありますので、原案のとおり決することといたします。

議 長 次に、日程第 1 6、議案第 1 3 3 号「農地法第 5 条の規定による許可申請の取消願出について（県許可分）」を議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局 それでは議案第 1 3 3 号についてご説明いたします。議案書の 2 9 ページ、申請番号 1 番について、申請当事者の氏名、土地の表示、取消する理由は記載の通りです。太陽光パネルを設置する目的で、令和 6 年 9 月に転用許可を受けましたが、工事のため重機を搬入する際に進入路が狭く、搬入に危険を伴う可能性があることが判明し、事業を断念することとなったことから、許可を取消するものとなります。以上です。

議 長 それでは、只今の議案に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 ないようでありますので、原案のとおり決することといたします。

議 長 次に、日程第 1 7、議案第 1 3 4 号「農地法第 5 条の規定による許可後の事業計画変更申請について（県許可分）」を議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局 それでは議案第 1 3 4 号についてご説明いたします。議案書の 3 0 ページ、申請番号 1 番について、申請当事者の氏名、土地の表示、事業計画を変更する理由は記載の通りです。営農型太陽光発電設備を設置する目的で、令和 5 年 2 月に転

用許可を受け、パネル下部でヒサカキを営農しておりますが、当初計画者が会社分割を行ったことに伴い、承継者が太陽光発電事業を行うこととなりました。転用面積及び営農作物等に変更はありませんが、発電事業者が変更となることから、事業を承継するための変更申請となります。以上です。

議 長 続きまして、今回の現地調査委員から報告をお願いします。申請番号 1 番について、1 2 番委員。

1 2 番委員 議案第 1 3 4 号申請番号 1 番について、現地調査の報告をいたします。この案件は議案第 1 2 8 号申請番号 1 番、議案第 1 3 0 号申請番号 1 番、議案第 1 3 8 号申請番号 2 番の関連案件となります。現地案内図は 2 ページになります。申請内容は記載のとおりです。令和 5 年 2 月に許可を得た発電事業者が同年の 9 月に新たな事業者に事業を承継したことに伴いまして、改めて被設定人の変更を行うものであります。去る 1 1 月 7 日午前 1 1 時頃より、代理人行政書士の副代理人立ち会いのもと、現地調査を行いました。調査書の調査項目に基づき、副代理人より変更内容の申請等について聞き取りと確認、主たる事業者の変更のほか、事業計画変更事由の 4 番、パネル下部の面積がわずかに増加しましたが、その他につきましては当初の許可内容と変わらず継続されておりまして、立地基準、一般基準ともに問題なく、適正であると判断いたしました。皆様のご審議方よろしく申し上げます。以上です。

議 長 それでは、只今の議案に対しまして、質疑等があれば発言をお願いします。

 〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 ないようでありますので、原案のとおり許可相当として県知事に意見を送付することといたします。

議 長 次に、日程第 1 8、議案第 1 3 5 号「農地法第 5 条の規定による所有権移転の許可申請について(市許可分)」を議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局 それでは議案第 1 3 5 号についてご説明いたします。議案書の 3 1 ページ、申請番号 1 番から 3 番について、土地の所在、地番、地目、面積、申請人、転用目的は記載の通りです。補足といたしまして、申請番号 3 番については、報告第 4 1 号の関連であり、違反の追認を得るための転用申請となります。以上です。

議 長 続きまして、今回の現地調査委員から報告をお願いします。申請番号 1 番について、9 番委員。

9 番委員 議案第 1 3 5 号申請番号 1 番について現地調査の報告をいたします。現地案内図は 3 ページになります。申請内容は記載のとおりです。去る 1 1 月 7 日午後 5 時 2 0 分頃より、譲受人は遠方のため現地立ち合いが困難であることから、電話による聞き取りを行いました。調査書の調査項目に基づき、譲受人からの聞き取り、また現地の状況等を調査しました結果、立地基準、一般基準ともに満たしていると判断いたしました。皆様のご審議方よろしく申し上げます。以上です。

議 長 続きまして、申請番号 2 番及び 3 番について、1 7 番委員が欠席のため、事務局から報告をお願いします。

事務局 それでは現地調査員に代わりまして、議案第 1 3 5 号申請番号 2 番及び 3 番について、現地調査の報告をいたします。

まず申請番号 2 番ですが、現地案内図は 4 ページになります。去る 1 1 月 7 日午後 2 時頃より、代理人行政書士立ち会いのもと現地調査を行いました。調査書の調査項目に基づき、聞き取りまた現地の状況等を調査しました結果、立地基準、一般基準ともに満たしていると判断いたしました。皆様のご審議方よろしく申し上げます。

続きまして、申請番号 3 番についてですが、現地案内図は 5 ページになります。報告第 4 1 号整理番号 1 番の関連案件となっております。申請内容は記載のとおりです。去る 1 1 月 7 日午後 4 時頃より、代理人行政書士立ち会いのもと現地調査を行いました。調査書の調査項目に基づき、聞き取りまた現地の状況等を調査しました結果、立地基準、一般基準ともに満たしていると判断いたしました。皆様のご審議方よろしく申し上げます。以上です。

議 長 それでは、只今の議案に対しまして、質疑等があれば発言をお願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 ないようでありますので、原案のとおり決することといたします。

議 長 次に、日程第 1 9、議案第 1 3 6 号「農地法第 5 条の規定による所有権移転の許可申請について(県許可分)」を議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局 それでは議案第 1 3 6 号についてご説明いたします。議案書の 3 2 ページ、申請番号 1 番から 3 番について、土地の所在、地番、地目、面積、申請人、転用目的は記載の通りです。補足といたしまして、3 案件とも土地が隣接しており、第 2 種農地に太陽光パネルを設置するための転用申請となります。以上です。

議 長 続きまして、今回の現地調査委員から報告をお願いします。申請番号 1 番から 3 番について、1 0 番委員。

1 0 番委員 議案第 1 3 6 号、申請番号 1 番から 3 番について現地調査の報告をいたします。この案件は譲受人が同一であり、土地も隣接していることから、一括で報告いたします。現地案内図は 6 ページになります。去る 1 1 月 7 日午前 9 時頃より、代理人行政書士立ち合いのもと現地調査を行いました。調査書の調査項目に基づき、代理人行政書士からの聞き取り及び現地調査を行った結果、立地基準、一般基準ともに満たしていると判断いたしました。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。以上です。

議 長 それでは、只今の議案に対しまして、質疑等があれば発言をお願いします。

 〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 ないようでありますので、原案のとおり許可相当として県知事に意見を送付することといたします。

議 長 次に、日程第 2 0、議案第 1 3 7 号「農地法第 5 条の規定による貸借権等設定の許可申請について(市許可分)」を議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局 それでは議案第 1 3 7 号についてご説明いたします。議案書の 3 3 ページ、申請番号 1 番から 2 番につきまして、土地の所在、地番、地目、面積、申請人、転用目的は記載の通りです。補足といたしまして、申請番号 1 番については、報告第 4 1 号の関連であり、違反の追認を得るための転用申請となります。続きまして申請番号 2 番については、工場建築の前段としての地質調査を目的とした一時転用申請であり、転用期間は 1 か月となります。以上です。

議 長 続きまして、今回の現地調査委員から報告をお願いします。申請番号 1 番について、1 5 番委員。

4 番委員 議案第 1 3 7 号、申請番号 1 番について現地調査の報告をいたします。現地案内図は 7 ページとなります。なお、この案件は報告第 4 1 号整理番号 2 番の関連案件です。申請内容は記載のとおりです。去る 1 1 月 6 日午後 4 時頃より、代理人行政書士立ち会いのもと、現地調査を行いました。調査書の調査項目に基づき、代理人行政書士からの聞き取り、また現地の状況等を調査した結果、立地基準、一般基準ともに満たしているものと判断しました。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。以上です。

議 長 続きまして、申請番号 2 番について、1 7 番委員が欠席のため、事務局から説明をお願いします。

事務局 それでは現地調査員に変わりました現地調査の結果をご報告いたします。現地案内図は 8 ページになります。去る 1 1 月 1 3 日午後 2 時頃より、代理人行政書士立ち会いのもと、現地の調査及び聞き取りを行いました。調査の結果、立地基準、一般基準ともに満たしており、許可相当であると判断してまいりました。以上、ご報告いたします。

議 長 それでは、只今の議案に対しまして、質疑等があれば発言をお願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 ないようでありますので、原案のとおり決することといたします。

議 長 次に、日程第 2 1、議案第 1 3 8 号「農地法第 5 条の規定による貸借権等設定の許可申請について(県許可分)」を議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局 それでは議案第 1 3 8 号についてご説明いたします。議案書の 3 4 ページ、申請番号 1 番から 2 番について、土地の所在、地番、地目、面積、申請人、転用目的は記載の通りです。補足といたしまして、申請番号 1 番については、第 2 種農地に太陽光パネルを設置するための転用申請となります。

続きまして申請番号 2 番については、既に許可を得ている営農型太陽光の事業者変更に伴う一時転用申請であり、転用期間は当初許可の令和 5 年 2 月 9 日から 1 0 年間となります。以上です。

議 長 続きまして、今回の現地調査委員から報告をお願いします。申請番号 1 番について、

3 番委員が欠席のため、事務局から説明を願います。

事務局 それでは現地調査員に変わりました調査の結果をご報告いたします。申請番号 1 番ですが、現地案内図は 9 ページになります。去る 11 月 13 日、午前 9 時頃より、代理人行政書士立ち会いのもと現地調査を行いました。調査書の調査項目に基づき、代理人行政書士からの聞き取り、また現地の状況等を調査いたしました結果、立地基準、一般基準ともに満たしていると判断をいたしました。以上、ご報告いたします。

議 長 続きまして、申請番号 2 番について、12 番委員。

12 番委員 議案第 138 号申請番号 2 番について、現地調査の報告をいたします。本案件は議案第 128 号申請番号 1 番、議案第 130 号申請番号 1 番、議案第 134 号申請番号 1 番との関連案件でございます。現地案内図は 2 ページとなります。申請内容については記載のとおりでございますが、あわせて、事務局から経過説明報告がありましたが、さきの議案第 134 号で、ご審議をいただいた発電事業者の変更に伴って、当初の転用許可が取消しとなることから、改めて、承継する事業者が、一時転用を申請する案件でございます。

 先の議案第 134 号申請番号 1 番と同様に、去る 11 月 7 日、午前 11 時頃より、代理人行政書士の副代理人立ち会いのもとに現地調査を行いました。調査書に沿って詳細を確認し、さらに現地の状況については、前事業者が令和 5 年 2 月に許可を得た当初の契約どおり実施されておりまして、パネルの下部にはヒサカキ、余剰地にはシキミが植栽されております。現地の実態調査の結果、立地基準、一般基準ともに特段の問題はないと判断をいたしました。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。以上です。

議 長 それでは、只今の議案に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

 〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 ないようでありますので、原案のとおり許可相当として県知事に意見を送付することといたします。

議 長 次に、日程第 22、議案第 139 号「現況確認証明申請について」を議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局 議案第 1 3 9 号についてご説明いたします。議案書の 3 5 ページ、申請番号 1 番から 2 番について、土地の所在、地番、面積、判定地目は記載の通りです。

申請番号 1 番の 2 筆を農地、それ以外の申請地すべてを非農地と判定いたしました。詳細につきましては、担当委員に現地調査を依頼しておりますので、ご報告をお願いいたします。以上です。

議 長 続きまして、申請番号 1 番から 2 番について、現地調査委員を代表しまして、6 番委員から報告をお願いします。

6 番委員 それでは、議案第 1 3 9 号現状確認証明申請についての報告をいたします。去る 1 1 月 7 日午後 1 時半より、農業委員 1 名、農地適正化推進委員 2 名、事務局。事務局職員 1 名の 4 名で現地調査を行いました。現地案内図は 1 0 ページとなります。

申請番号 1 番ですが、利用状況は申請書のとおりであります。赤坂 3 番の 1、3 番の 3 については除草がされており、作付が可能のため農地と判断いたしました。また、赤坂 5 番の 1 と赤坂 7 番については、雑木等が生い茂っているため、作付が困難と判断し、非農地と判断いたしました。

次に申請番号 2 番について、現地案内図 11 ページになります。当該地は数年不作地のため、現地は竹等が生い茂っており、原野化しており非農地と判断いたしました。以上 2 件、現地調査の報告をいたします。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議 長 それでは、只今の議案に対しまして、質疑等があれば発言をお願いします。

1 1 番委員 申請番号 1 番について、地番が隣接しており、同じ場所で小面積の方だけ農地としても、耕作できないのではないかと。申請理由も「高齢で維持管理が難しい」との話だが、ここだけ農地として残しても大丈夫なのか。

6 番委員 1 1 番委員の発言のとおり、調査委員としてもその話は現地でありました。事務局の話では、申請の際に「現地写真を見た限りでは非農地とするのは難しい」旨を申請者に説明しているとのこと。

高齢ということもあり、耕作は難しいかもしれないが、現状をみると草刈り等の管理がされており、農地として判定を行いました。以上です。

1 1 番委員 確かに今の話のとおりなんだろうけども、小面積を農地として残しても、利用者は困るのではないかと。今後同様の案件があった場合、どのように対応するのか。

議 長 一旦休議します。

(休議)

議 長 再開します。休議中にあった議論を踏まえまして、非農地の判定の基準について事務局から話ありましたので、申請番号 1 のうち、赤坂 3 番 1、3 番 3 については、継続審議とさせていただきます。その他の案件については原案のとおり決するということがいけるでしょうか。ご異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 ないようでありますので、原案のとおり決することといたします。事務局においては、只今の議論を踏まえ、再度現地調査を行っていただきたいと思います。

議 長 以上で、本日予定いたしました報告 6 件、及び議案 1 4 件、合わせて 2 0 件の審議を全て終了いたしました。これをもちまして、本日の 1 1 月定例総会を閉会といたします。各委員の皆様、大変お疲れ様でした。

(閉会 午後 3 時 0 0 分)

南相馬市農業委員会会議規則第 24 条第 1 項及び第 2 項の規定により署名する。

令和 6 年 12 月 16 日

議事録署名人（1 番・ウラシマ ヒデユキ）

議事録署名人（14 番・ウメムラ マサトシ）

議事録署名人（15 番・ツカノ クニヨシ）
